

岐阜県地域における難聴児支援に関する指導等事業実施要綱

(目的)

第1 本事業は、難聴児が利用する保育所、学校等に、当該難聴児に対する支援方法に関する指導、助言等を受けられる機会を設けることで、地域における難聴児支援の充実を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2 本事業の実施主体は、岐阜県（以下「県」という。）とする。

(事業内容)

第3 本事業は、難聴児が利用する保育所、幼稚園、学校、児童発達支援事業所、障害児相談支援事業所及び市町村等（以下「地域の支援機関」という。）からの求めに応じて、専ら難聴児支援に従事し、その支援に関し専門的知見及び技術を有する者（以下「専門支援従事者」という。）を派遣することにより、難聴児への支援方法に関する指導、助言等を行うものとする。

(派遣者)

第4 第3により派遣する専門支援従事者は、次の各号に掲げるいずれかの要件を満たす者とする。

- (1) 言語聴覚士としての資格を有していること
 - (2) 難聴児支援に専ら従事した経験を5年以上有していること
- 2 専ら難聴児支援に従事している者で前項に規定する要件を満たしていない者は、補助者として、第3による専門支援従事者の派遣に同行することができるものとする。

(実施に係る手続)

第5 専門支援従事者の派遣を希望する地域の支援機関は、県に対し、別紙様式1により派遣申込みを行うものとする。

- 2 県は、前項の規定による申込みがあったときは、専門支援従事者と調整を行い、派遣の可否を決定するものとする。
- 3 前項の規定において、派遣を可とした場合は、専門支援従事者及び派遣申込みをした地域の関係機関の間で協議のうえ、指導等の実施日程等を決定するものとする。

(報告)

第6 専門支援従事者から指導等を受けた地域の支援機関は、原則として指導等を受けた後2週間以内又は3月15日のいずれか早い日までに、別紙様式2により、指導等を受けた内容等を県に報告するものとする。

(費用の支弁)

第7 県は、専門支援従事者の派遣により本事業を実施した場合は、予算の範囲内で、その都度、報償費及び県の規定による旅費を派遣した専門支援従事者に支弁するものとする。

- 2 専門支援従事者の派遣に当たって、前項の規定による費用以外の費用が発生した場合は、原則として派遣申込みをした地域の支援機関が負担するものとする。

(その他)

第8 その他、この要綱に定めのない事項については、県において別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

専門支援従事者派遣申込書

岐阜県地域における難聴児支援に関する指導等事業実施要綱第 5 第 1 項の規定に基づき、専ら難聴児支援に従事し、その支援に関し専門的知見及び技術を有する者の派遣を申し込みます。

派遣申込機関名	担当者 / 連絡先 /
派遣を希望する 日程・場所等 (派遣場所となる会場 等は、申込者側でご準備 ください。)	・日 程 令和 年 月 ・期 間 日間程度 ・場 所
依頼内容 (希望する指導・助言等 の内容を記入してくだ さい。)	

※派遣者との事前打合せが必要な場合は、その旨を「依頼内容」欄に記載してください。
※長期にわたる複数回の派遣申込みの場合は、年間（月間）計画表等の添付によりその内容を示してください。

専門支援従事者派遣による指導等の報告書

岐阜県地域における難聴児支援に関する指導等事業実施要綱第7の規定により、専ら難聴児支援に従事し、その支援に関し専門的知見及び技術を有する者の派遣により受けた指導等の内容について報告します。

派遣を受けた機関名	担当者 / 連絡先 /
派遣された 専門支援従事者の 氏 名	
派遣を受けた 日時・場所	・日 程 令和 年 月 日 () ・指導を受けた時間 時間 ※1時間未満については、1時間に繰り上げて数えてください。 (例：1時間30分指導を受けた場合→2時間と記載) ・場 所
指導等を受けた 内容等	<内容> <効果（又は効果の見通し）>

※派遣者との事前打合せを実施した場合、その日時及び内容も含めて記載願います。